

第2章 子ども・若者の たくましく健やかな 成長に向けた支援

第2章 子ども・若者のたくましく健やかな成長に向けた支援

第1節 基礎能力である「知・徳・体」の育成

1 命を大切にすることを育む県民運動の推進

(1) 「命を大切にすることを育む県民運動」

次代を担う子どもたちが、命を大切にし、他人への思いやりをもち、たくましく健やかに生きていけるよう、「ひとつのいのち。みんなのだいじないのち。」をキャッチフレーズに、命を大切にすることを育む県民運動を平成16年度から県民総ぐるみで推進している。



ア 推進方針

平成16年6月に長崎県佐世保市で起きた小学生による同級生殺害事件を契機に、同月に、「命を大切にすることを育む県民運動庁内推進本部」を設置し、全庁的に取り組むこととした。また、同年8月には、教育、福祉、医療や青少年健全育成など数多くの民間団体や関係機関で構成する「命を大切にすることを育む県民運動推進会議」を設立し、県民総ぐるみで推進することとした。

命を大切にすることを育む県民運動推進会議会員は、令和3年9月末現在で1,453団体となり、それぞれの立場で「命の大切さ」をテーマとした活動や情報発信などに取り組んでいる。

イ 具体的な取組状況

令和3年度は、命を大切にすることを育む県民運動に対する県民の関心を高め、具体的な行動につながるような啓発を図るため、講演や活動事例報告などを内容とする「命を大切にすることを育む県民運動推進フォーラム」を開催した。

- 日 時 令和3年12月5日（日）13:30～15:30
 場 所 アピオあおもり（青森市）
 参加者 命を大切にすることを育む県民運動推進会議会員、一般県民 約270人
 ※うちライブ配信視聴者100人
 内 容 ・笑顔の未来へメッセージ優秀作品表彰式
 ・青森県青少年健全育成成功労者表彰式
 ・子どもの夢・未来応援メッセージ動画上映
 ・命を大切にすることを育む地域との絆づくり応援事業活動報告
 ・講演：「出会いこそ、生きる力」（講師：サヘル・ローズさん（俳優））

(2) 地域の見守りで輝く笑顔推進事業

子どもたちの孤立感を解消し、明るく前向きに未来へ進んでいく心を育むとともに、地域全体で子どもを見守る環境づくりを図るため、地域の見守りで輝く笑顔推進事業を実施している。

【令和3年度の実施状況】

ア 県内一斉声かけ活動

年4回、県内の全小・中・高等学校・特別支援学校で一斉に、知事が認定する「命を大切にすることを育む声かけリーダー（令和3年9月末現在411人）等地域の大人、保護者などが、登校する児童生徒にあいさつ・声かけを行った。



（実施期間）

- ・令和3年4月7日～13日（入学、進級時）
- ・令和3年7月12日～16日（夏休み前）
- ・令和3年8月24日～30日（夏休み明け）
- ・令和3年11月4日～10日（子若強調月間）

イ 他人を思いやり命を大切にすることを育む対話集会

児童生徒と地域の大人との相互理解を促進し、信頼関係の構築を図ることにより、地域全体で子どもたちを見守る環境づくりを進めるとともに、子どもたちの孤立感の解消や明るく前向きに未来へ進んでいく気持ちを醸成することを目的として実施した。

時期 令和3年6月～令和3年11月

実施校 県内6地区の中・高等学校 計12校

テーマ 「思いやり」「生命の尊さ」

内容 生徒と地域住民がテーマに沿って一緒に考え、意見交換やグループワークを行う

特別講師

・リポーター 中島 美華 氏

コーディネーター

・特定非営利活動法人はちのへ未来ネット代表 平間 恵美 氏

・青森県立尾上総合高等学校スクールソーシャルワーカー 三上 富士子 氏

・青森県環境生活部青少年・男女共同参画課主幹 佐藤 洋介

大学生ボランティア 青森大学、八戸学院大学短期大学部

【実施状況】

地区	学校名	開催日時	参加者数	特別講師・ コーディネーター
東青	県立浪岡高等学校	令和3年7月14日(水) 13:40～15:10	全校97名、地域住民・大学生29名	平間・佐藤
中南	県立弘前工業高等学校 (中止)	令和3年9月16日(木) 13:25～15:40	1年生210名、地域住民・大学生	中島
西北	五所川原市立五所川原 第三中学校	令和3年10月1日(金) 13:30～15:00	2年生92名、地域住民・大学生26名	三上
中南	大鰐町立大鰐中学校 (中止)	令和3年10月27日(水) 13:30～14:30	2年生52名、地域住民・大学生	三上
三八	南部町立名川中学校	令和3年11月2日(火) 13:40～15:10	3年生約51名、地域住民・大学生 27名	平間
西北	県立木造高等学校	令和3年11月1日(木) 15:20～16:20	1年生149名、地域住民・大学生 16名	中島・佐藤
三八	県立八戸商業高等学校	令和3年11月12日(金) 13:30～15:00	3年生118名、地域住民・大学生 33名	中島・佐藤
下北	県立田名部高等学校	令和3年11月16日(火) 15:10～16:10	1年生199名、地域住民・大学生 28名	中島・佐藤
東青	青森市立新城中学校	令和3年11月25日(木) 13:10～14:40	1年生131名、地域住民・大学生 15名	三上
上北	十和田市立大深内中学校	中止	中止	
上北	県立七戸高等学校	中止	中止	
下北	東通村立東通中学校	中止	中止	

ウ 子どもの夢・未来応援メッセージソング&メッセージ動画

自分の周りには、応援してくれる人、いつも見守ってくれる人がたくさんいるというメッセージを子どもたちに伝え、子どもたちが夢や希望を持ち笑顔で明るい未来に進んでいけるよう、「輝く笑顔推進キャンペーン」の取組のひとつとして、子どもたちの夢や未来を応援するメッセージソングとメ

ッセージ動画を発信している。

エ 相談先ステッカーの作成・配付

児童生徒が必要な時にいつでも相談できる、県教育庁学校教育課「24時間子供SOSダイヤル」の電話番号を記載したステッカーを、令和3年4月に県内の全小・中・高等学校・特別支援学校の新入児童生徒に配付した。

(3) 命を大切に作る心を育む絆プロジェクト

ア 命を大切に作る心を育む地域との絆づくり応援事業

子どもたちと地域社会との関係づくりを支援するため、子どもたちが地域の様々な世代・団体との協働作業を経験することで、他者との連帯感や自己肯定感を育むことを目的に、公募により選定した県内の2団体に委託して事業を実施している。

【令和3年度委託先】

特定非営利活動法人 SEEDS NETWORK (弘前市)

青い森学生読み聞かせ団体ネットワーク (青森市)

イ 笑顔の未来へメッセージ作品募集事業

子どもたちの自己肯定感を育むため、夢や希望、将来の目標など、未来への前向きな思いや家族のだんらんをテーマとした「笑顔の未来へメッセージ作品」を広く募集し、入賞作品を掲載したカレンダーを作成して学校や図書館等に配付するものである。

令和3年度は、県内の小学生、中学生、高校生から2,408点の応募があり、図画部門(小学生のみ)並びにメッセージ部門(小学生の部、中学生の部及び高校生の部)から、それぞれ最優秀賞1名、優秀賞1名、入賞4名(図画部門は5名)を決定した。

2 心と体の健やかな育成

(1) 肥満傾向児出現率低下に向けた施策

肥満傾向児出現率は、減少傾向にあるものの全国と比べると依然として高い状況である。小学校低学年において運動しない児童の割合が高い傾向にあることから、小学校低学年も含めた幼少期からの運動機会の増加が望まれる現状である。このことから、実生活の中で、自らがスポーツや運動に取り組む児童生徒の育成のために、各学校において、体力テストなどを用いて児童生徒の体力や健康状態等の実態を継続して把握し、学校・家庭・地域社会及び関係機関等が連携した指導が大切である。

県教育委員会では、令和2年度から「楽しさアップ!子どもの健康づくり事業」において、小学校低学年担任を対象に「体育の楽しさアップ研修会」を開催し、児童が楽しいと感じる体育に向けて授業改善を図るとともに、児童の運動に対する意識を高め、望ましい運動習慣を確立することを目的として、小学校低学年を対象に運動遊びチャレンジカードを作成、配布し、学校だけでなく家庭や地域でも楽しみながら運動に取り組めるようにしているほか、短い時間で手軽に楽しく取り組める運動プログラムを弘前大学と共同で作成しており、今後各校に普及を図っていくこととしている。

(2) 食育の推進

ア 食育とは

食育とは、県民一人ひとりが、生涯にわたって健全な食生活を実現し、心身の健康の増進と豊かな人間形成に資するよう、食について考える習慣や食に感謝する心、食に関する様々な知識や、自らの食を選択する判断力を正しく身につける活動や学習等に取り組むことである。

イ 本県の食育推進の仕組み

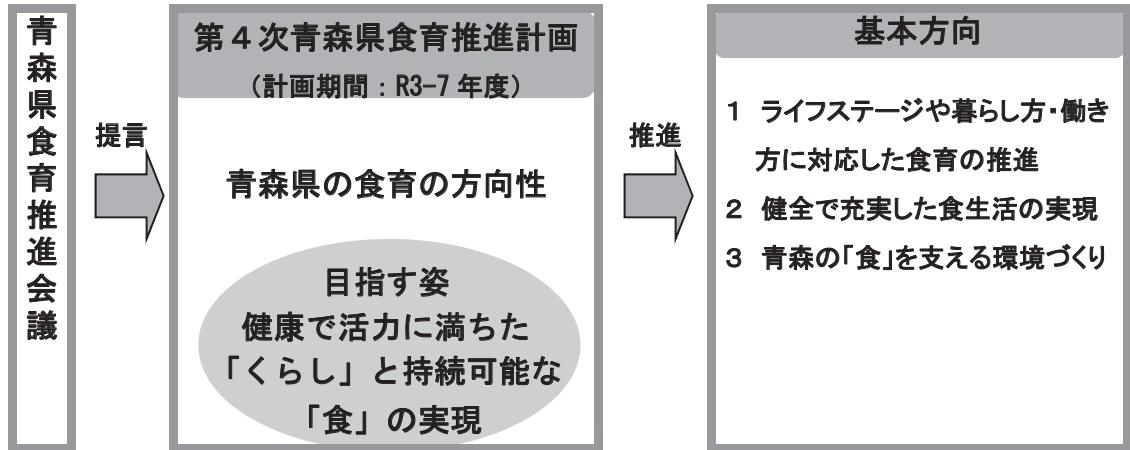
本県では「食育基本法」(平成17年7月施行)に基づき、次のような仕組みで食育を推進している。

(ア) 「第4次青森県食育推進計画」(令和3年3月策定)

県全体で食育を推進するための基本指針。

- (イ) 「青森県食育推進会議」(平成18年6月1日設置)
食育推進計画に基づく施策の進捗状況を管理・評価。
- (ウ) 全県的な推進体制
県や市町村、食育推進関係機関・団体等は、全県挙げての食育県民運動として、県民が主体的に食育を実践する環境づくりを推進。

第2-2-1図 本県の食育推進の仕組み

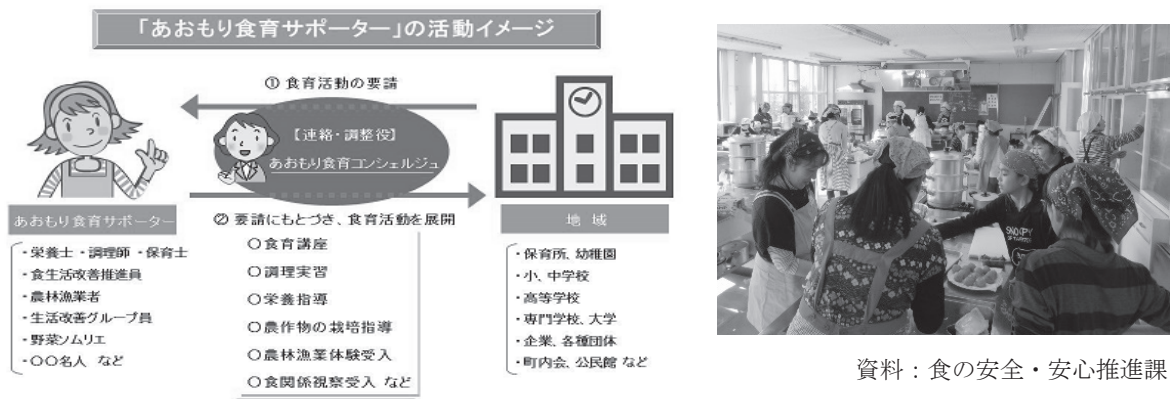


資料：食の安全・安心推進課

ウ 青少年を対象とした県の推進施策

- (ア) 「あおり食育サポーター」による食育啓発活動の実施
食育活動をとおして、子どもにとって望ましい食習慣の形成と、本県の豊かで良質な食文化への理解促進を図り、次代を担う子どもの健やかな成長に資するため、食に関する講話、郷土料理などの調理実習や農林漁業体験等の指導者を「あおり食育サポーター」として登録し、地域の保育所・学校などの要請に応じた食育活動を実施している。

第2-2-2図 本県の食育推進の仕組み「あおり食育サポーター」の活動イメージ



資料：食の安全・安心推進課

- (イ) ライフステージに対応した食育の推進
 - a 農業高校生を講師とする園児対象の食農体験会
農業高校生には食の大切さや食育への理解を深めてもらうため、園児には子どもの頃から食や命の大切さを実感してもらうため、県内の農業高校において、農作業体験及び調理・加工体験を実施している。
(令和2年度 実施校：2校)

b 高校生を対象とした自炊塾

進学・就職等で将来親元を離れ、一人暮らしをする可能性がある高校生を対象に、健康的な食生活の基礎を学んでもらうため、調理の方法や食材の活用方法などを学ぶ調理講座を開催している。

(令和2年度 実施校：3校)

c 児童対象の調理指導

子どもたちが「食」に興味を持ち、感謝する心を育むため、食と健康に関する専門研修を修了した事業者等として県に登録された「あおもり食命人」を小・中学校に派遣し、食の知恵やマナー、地産地消などを学ぶ調理実習を実施している。

(令和2年度 実施校：5校)

(ウ) 地域コミュニティによる食育の推進

a 「共食の場」のニーズに応じた食育出前講座

「子ども食堂」等の「共食の場」に講師（管理栄養士、料理研究家、生産者等）を派遣し、個々のニーズに応じた食育講座を実施している。

b 食材マッチング

「共食の場」を支援するため、農林水産業で発生する未利用農産物（規格外品、余剰品）等食材と「共食の場」をマッチングする取組を実施している。



資料：食の安全・安心推進課

エ 県教育委員会における食育の推進施策

子どもの朝食欠食や孤食、偏食などの食生活の乱れ、肥満傾向児の増加や過度のダイエットなど子どもたちの心身の健康に関わる問題は深刻かつ多様化している。また、食を大切にする心の希薄化や伝統食文化の衰退、食の安全に対する信頼の低下など子どもたちを巡る食に関わる課題も多岐にわたってきている。

県教育委員会では、学校教育指導の方針と重点に「食に関する指導の充実」を掲げ、子どもたちの生涯にわたる健康づくりの基礎を培うため、児童生徒が食に関する課題に対し、主体的に取り組めるよう学校教育活動全体を通して、学校・家庭・地域社会が一体となった食育の推進に努めており、次のような取組を行っている。

(ア) 栄養教諭の配置

県では、学校における食育を一層推進するため、令和3年度現在、45名の栄養教諭を配置している。栄養教諭は、教育に関する資質と栄養に関する専門性を生かし、小中学校等における「食に関する指導」の中核的な役割を担い、子どもたちの健康の保持増進や地域の食文化の理解などの指導を行っている。

<栄養教諭配置校> (41校)

(小学校) 青森市立三内西小学校、平内町立小湊小学校、今別町立今別小学校、五所川原市立松島小学校、鱒ヶ沢町立舞戸小学校、中泊町立薄市小学校、鶴田町立鶴田小学校、弘前市立

西小学校、黒石市立黒石東小学校、平川市立小和森小学校、西目屋村立西目屋小学校、藤崎町立藤崎中央小学校、野辺地町立野辺地小学校、横浜町立横浜小学校、むつ市立苦生小学校、東通村立東通小学校、八戸市立白銀南小学校、八戸市立小中野小学校、八戸市立桔梗野小学校、三戸町立三戸小学校、五戸町立五戸小学校、田子町立田子小学校、南部町立名久井小学校、階上町立赤保内小学校、新郷村立新郷小学校

〈中学校〉 青森市立三内中学校、外ヶ浜町立蟹田中学校、蓬田町立蓬田中学校、板柳町立板柳中学校、大鰐町立大鰐中学校、田舎館村立田舎館中学校、十和田市立東中学校、三沢市立第二中学校、七戸町立天間林中学校、六ヶ所村立第一中学校、おいらせ町立下田中学校、むつ市立田名部中学校、むつ市立大畑中学校

〈県立学校〉 県立青森第一高等養護学校、県立青森第二養護学校、県立八戸聾学校

(イ) 学校給食を活用した食育の推進

令和元年度までは、地場産物を活用して、児童生徒、栄養教諭・学校栄養職員及び学校給食調理員が連携し児童生徒が考案した学校給食献立で、郷土色豊かな学校給食献立コンクールを実施していたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となった。

3 確かな学力の向上

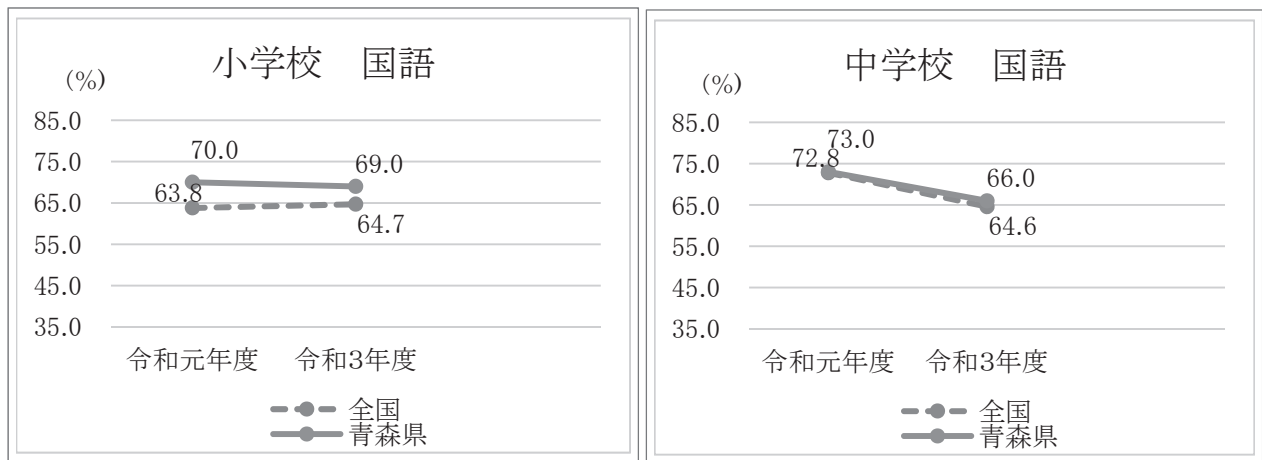
文部科学省による「全国学力・学習状況調査」によると、本県児童生徒の学力の状況は、第2-2-3図のとおりである。

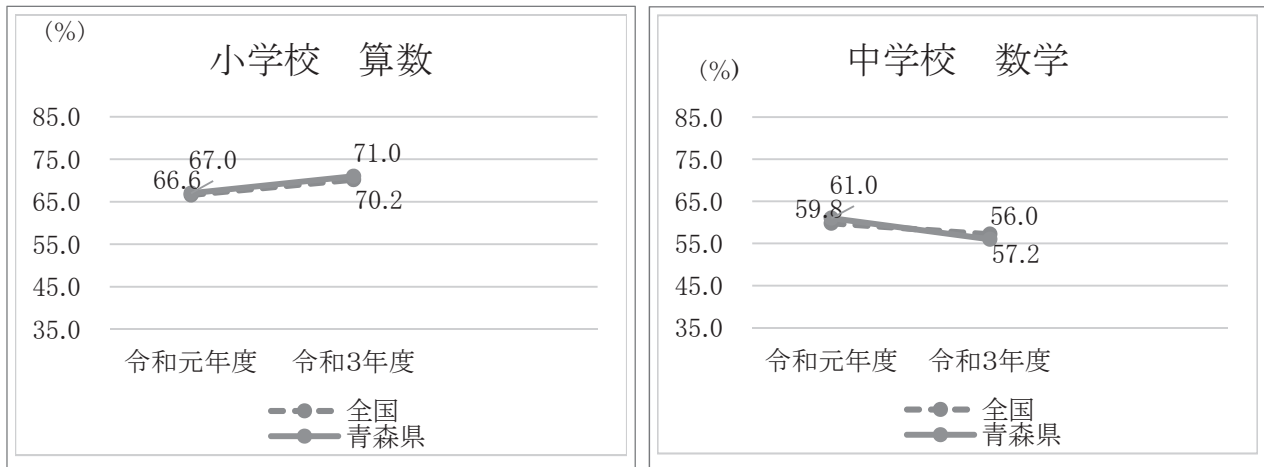
平均正答率を全国と比較すると、小・中学校ともに、令和元年度と令和3年度において、調査を実施した教科において全国を上回るか同程度であった。

なお、平成15年度から継続実施している県学習状況調査の結果から、本県の児童生徒は、小・中学校ともに、実際の通過率が設定通過率と同程度であり、学習した内容は概ね身に付いている。今後学習活動の充実を図る必要があるものとして、文章や情報を正確に読み取る力、情報を比較したり関連付けたりして整理・分析する力などをより一層確実に身に付けさせる必要がある。

これら学力の実態を踏まえ、県教育委員会では、小・中学校を対象に「小・中学校における教員のICT活用指導力向上事業」及び「小・中学校外国語教育充実支援事業」を、高等学校を対象に「深い学びにより主体的に未来を切り拓く高校生育成事業」を実施し、小学校から高等学校まで一貫して、児童生徒の学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力等の育成に取り組んでいる。

第2-2-3図 全国学力・学習状況調査正答率の推移（青森県・全国）





出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」

第2節 社会的・職業的自立に必要な能力の育成

1 社会の変化に対応できる能力の育成

(1) キャリア教育への取組

ア 職場体験、インターンシップ等の実施状況

(ア) 中学校

平成30年度の公立中学校における職場体験の実施状況は、156校中150校であり、実施率は96.2%となっており、前年度から1.9ポイント減少した。

令和元年度は、154校中149校であり、実施率は96.8%となっており、前年度から0.6ポイント増加した。

第2-2-4表 中学校における職場体験実施状況の推移（公立学校）

年度	実施校（校数）	実施率(%)
H25	156 / 164	95.1
26	160 / 161	99.4
27	157 / 160	98.1
28	153 / 160	95.6
29	153 / 156	98.1
30	150 / 156	96.2
R元	149 / 154	96.8

出典：国立教育政策研究所「職場体験・インターンシップ実施状況等調査」

(イ) 高等学校

令和元年度、公立高等学校のインターンシップの実施状況を課程別で見ると、全日制で85.7%、定時制で55.6%、通信制で33.3%となっており、全日制では概ね実施している。全体の実施率は81.5%となっており、前年度から4.7ポイント増加した。

第2-2-5表 高等学校におけるインターンシップ実施状況の推移（公立学校、課程別実施率）

(単位：%)

年度	全日制	定時制	通信制	全体
H25	86.9	33.3	33.3	76.3
26	83.6	41.7	33.3	75.0
27	86.4	27.3	33.3	75.3
28	80.7	50.0	33.3	71.4
29	86.0	30.0	66.7	77.1
30	82.5	44.4	66.7	76.8
R元	85.7	55.6	33.3	81.5

出典：国立教育政策研究所「職場体験・インターンシップ実施状況等調査」

(2) キャリア教育に対する施策

生徒一人一人の社会的・職業的自立を図ることが出来るよう、これまで各学校で取り組んできたインターンシップ、その事前事後指導、職業人講話等の取組と連動させながら、各学年ごとにホームルーム活動等で活用できる指導事例を作成し、系統的なキャリア教育をより一層行えるようにするとともに、就職・進学 of いずれの生徒にとっても、望ましい勤労観・職業観の育成につなげることで、早期離職の防止等につなげるため、「地域と連携したキャリア教育推進事業」(平成31～令和2年度)を実施した。

特に、令和2年度から「キャリア・パスポート」を活用した指導を実施するに当たり、新学習指導要領及び関係通知を踏まえ、県内各地域の実情や各学校及び学級における創意工夫を生かした形での活用が可能となるよう、これまで活用してきたものを見直し、新たに「あおりっ子キャリア・パスポート～明日へのかけ橋～」を作成した。

また、その在り方や活用方法について各校に促すために指導事例集を作成し、冊子の配布及びHPでの公開を行うことで、小学校から高等学校を通じて、児童生徒にとっては、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりして自己評価を行うとともに、主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につながるものとして、教員にとっては、その記述を基に対話的に関わることによって、児童生徒の成長を促し、系統的な指導に資するものとして活用を図ることとしている。

(3) 環境教育・環境学習の推進

本県の豊かな環境を保全し次世代に引き継ぐためには、県民一人ひとりが環境問題に関心を持ち、環境配慮行動を実践していくことが必要であることから、家庭や地域、学校、職場等における環境教育・環境学習を推進している。

ア 環境出前講座の実施

次代を担う子どもたちが、ごみの減量、リサイクル、省エネ型のライフスタイルについて学び、自ら環境配慮行動ができる人財の育成を推進するため、県では環境出前講座の担い手として育成した「環境教育専門員」と地域の環境NPOとの協働により、環境出前講座を実施している。

令和2年度は、小学校34校において、1,778人を対象に71回の環境教育プログラムを実施した。

イ 大学との連携による環境人財の育成

環境保全活動や環境教育・環境学習の担い手となる若者を育成するため、令和元年度及び2年度において、大学と学生が主体となって行う体験型環境教育事業の企画運営を青森大学、弘前大学及び八戸工業大学に委託し、現地調査やワークショップの実施等、大学による環境教育モデルの形成に向けた仕組みづくりに取り組んだ。

また、その成果を踏まえつつ、令和3年度においては、引き続き、これらの三大学に、「環境＋経済＋社会」思考に基づく地域課題解決型授業等による大学生の育成事業を委託し、環境関連講義や現地調査、ワークショップ等の実施により、大学を拠点とした、SDGsの考え方や将来の脱炭素社会の視点を有する人財の育成を推進している。

ウ こどもエコクラブの活動支援等

こどもエコクラブは、各地域の子どもたちが、自主的に環境学習や実践活動を行うものであり、令和2年度は全国で約9万人、青森県内では25クラブ、1,303人の子どもたちがこどもエコクラブ会員として活動した。

また、全国コンクールへの応募作品取りまとめやイベント等でこどもエコクラブの周知を図った。

エ 地域資源を活用した体験型の環境教育の促進

「体験の機会の場」の認定制度の普及啓発を図るため、各種イベントでのチラシ配布や県ホームページで周知を図った。

オ 既存プログラムの活用促進

環境問題に対する「気付き」と環境配慮行動の「実践」を促す環境教育・環境学習の機会の教材として、幼児及び児童を対象としたDVD紙芝居「環境戦士カンキョマン」や、イベントや研修会などで活用できる環境教育プログラムツール「青森もりもりエコラボ」の無償貸出を実施している。

カ 環境情報の提供

環境問題や施策に関する情報、エコ・ライフに関する情報、環境教育・環境学習に関する情報などを広く県民に提供するため、平成11年9月からあおもり環境ホームページ「エコ・ナビ・あおもり」を開設し、運営している。

また、県民、環境保全団体及び事業者等と行政との情報共有を促進するとともに、環境配慮行動を促進するため、青森県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、「エコの環メール通信」を月1回発行・配信している。

キ 小学生3Rチャレンジの実施

家庭でごみ減量やリサイクルなどの3R（リデュース、リユース、リサイクル）を実践してもらうため、県内の小学生を対象に3Rチャレンジブックを配付し、4つのチャレンジ全てに取り組んだ小学生に「エコキッズ認定証」を進呈するとともに、取組が活発な小学校20校を「チャレンジ優秀校」として表彰した。

2 社会参加の推進

(1) 主権者教育への取組

ア 主権者教育について

公職選挙法が改正され、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたが、これは若い人の意見を政治に反映させていくことが望ましいという意図に基づくものである。主体的な選択・判断を行い、他者と協働しながら様々な課題を解決していくという国家・社会の形成者としての資質や能力を育むこ

とが、より一層求められている。

平成27年10月29日付け文部科学省の通知「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」では、政治的教養を育む教育について、次のように示している。

- ・学習指導要領に基づいて、校長を中心に学校として指導のねらいを明確にし、系統的、計画的な指導計画を立てて実施すること。
- ・教科においては公民科での指導を中心とし、総合的な学習の時間や特別活動も活用して適切な指導を行うこと。
- ・各学校においては、議会制民主主義などの政治や選挙に関する知識に加えて、現実の具体的な政治事象も取り扱い、生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、具体的かつ実践的な指導を行うこと。
- ・生徒が政治や選挙に関する理解を深め、課題を多面的・多角的にとらえ、主権者としての政治参加の在り方へと考察が深まるように工夫するなど、適切に取り組む必要があること。

イ 主権者教育の取組について

(7) 県教育委員会の取組

a 公職選挙法改正に伴い実施した取組

- ・主権者教育推進講座
(平成27年11月6日、県選挙管理委員会、県明るい選挙推進協議会との共催)
- ・県選挙管理委員会と学校教育課による「主権者教育についての連携協力に関する覚書」締結
(平成27年11月20日)
- ・高等学校等の政治的教養の教育と生徒の政治的活動等に係る研修会
(平成28年2月4日)

b 選挙実施時における学校の対応についての文書の通知

- ・選挙における生徒の不安を取り除くよう学校が適切に対応すること。
- ・期日前投票に関する注意喚起。
- ・国が作成した副教材『わたしたちが拓く日本の未来』等を活用して、事前に選挙や選挙運動等に関して確認すること。
- ・参政権を適切に行使できるよう時間的な配慮をすること。

(4) 各県立学校における取組（令和2年度）

a 実施状況

政治的教養の教育については、すべての県立高等学校において、公民科の指導を中心に、特別活動等を活用して実施している。

令和2年度の実施状況は、**第2-2-6表**のとおりである。

第2-2-6表 県立高等学校における主権者教育の実施状況（令和2年度）

実施時間	校数（延べ数）
公民の授業	63校
総合的な探究（学習）の時間	6校
特別活動	17校
その他	7校

資料：学校教育課

b 実施内容（一般的なもの、特色のあるもの）

- ・国の作成した副教材『わたしたちが拓く日本の未来』を活用した政治や選挙の仕組み等について

での学習

- ・選挙出前講座の実施（講演、模擬選挙等）
- ・政策と投票行動に関するワークショップの実施
- ・話し合いを通して、現実の政治的事象についての考察を深めるための学習
- ・若者の投票率を上げるための方策について考えるグループ学習
- ・主要政党の政策の違いを通して、政治についての理解を深めるための学習

(ウ) 県選挙管理委員会の取組

将来の有権者である児童・生徒や、若者の主権者意識の向上を図るため、市町村選挙管理委員会、県・市町村明るい選挙推進協会、教育委員会等と連携し、学校での出前講座や若者を対象としたフォーラム等を開催している。

a 選挙出前講座の実施

将来の有権者である児童・生徒の政治や選挙に関する意識を高めるため、平成24年度から、県内の小・中・高等学校を対象に、県・市町村選挙管理委員会職員や明るい選挙推進協議会委員等が学校に赴き、選挙に関する講座やクイズ、模擬投票などを行う選挙出前講座を開催している。
(令和2年度実施校数：小学校6校、中学校3校、高等学校13校)

b ヤングフォーラムの開催

若者の政治や選挙に関する意識の向上や地域への参加意識の高揚等を図るため、10代後半から20代の若者を主な対象として、年1回ワークショップ等を開催している。

令和元年度は、令和元年12月7日（土）に弘前大学で開催し、45人の高校生、大学生が参加した。（※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。）

c 高校生模擬議会の開催

県内高等学校3校において、青森県の活性化策を検討するグループワークを実施するとともに、各校の代表を県庁に一堂に集め、県議会議員に政策提案を行う模擬議会を開催している。

(令和2年度の参加校：県立大間高等学校、八戸聖ウルスラ学院高等学校、県立八戸東高等学校)

d 模擬投票体験コーナーの設置

県高等学校総合文化祭の主会場等、若者が多く集まる場に模擬投票体験コーナーを設置している。

(令和元年度の設置場所：県高等学校総合文化祭会場（弘前市民会館）

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、文化祭等のイベントが中止となり、設置を見送った。）

(2) 消費者教育の推進

民法改正により、令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられ、高校生であっても、成人になると、保護者の同意なしにクレジットカードの作成や各種契約の締結が可能となり、「未成年者取消権」も行使できなくなる。

このため、特に在学中に成年となる高校生等に対する消費者教育を重要な課題と認識し、県と県教育委員会が連携し、消費者教育の実践例の作成や、弁護士等による授業の実施等の学校における消費者教育を推進している。

また、高等学校において令和4年度から年次進行で実施される新高等学校学習指導要領（平成30年告示）でも、消費者教育の推進が大きな柱の一つとなっている。なお、現行高等学校学習指導要領（平成21年告示）の家庭科において、平成30年度以降の入学生については、新高等学校学習指導要領（平成30年告示）の契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定の事項を加えて指導すること、令和2年

度及び令和3年度の入学生については、これに加え、「家庭基礎」、「家庭総合」の「2(3)生活における経済の計画と消費」、「生活デザイン」の「2(2)消費や環境に配慮したライフスタイルの確立」をそれぞれ第1学年及び第2学年のうちに履修させること、新高等学校学習指導要領（平成30年告示）の家庭科において、令和4年度以降の入学生については、「家庭基礎」、「家庭総合」の「C持続可能な消費生活・環境」を、それぞれ第1学年及び第2学年のうちに履修させることとしている。

ア 高等学校における消費者教育推進検討会議の設置・検討

県内の高等学校で消費者教育の充実が図られるよう、消費者教育関係教職員、大学教員、消費生活専門家等による検討会議を開催し、公民科・家庭科などの関係教科におけるカリキュラムマネジメントを踏まえた授業の指導案等をまとめ、県内各高等学校へ提供している。

イ 弁護士・司法書士と連携したモデル授業の実施

県弁護士会や県司法書士会と連携し、弁護士や司法書士といった法律の専門家が外部講師となつて行うモデル授業を実施している。

ウ SNSでの情報提供

令和2年度に実施した、県内の高校生を対象とした消費生活実態調査（県内76校、2,861名回答）において、県内の高校生は、ほぼ100%が日常的にスマートフォンでSNS（LINE等）を利用しており、新型コロナウイルスの影響で利用時間も約6割で増加したという結果が得られたことから、SNS（LINE）を活用した情報提供を開始し、成年年齢に関するクイズ形式での情報提供や、若者が遭いやすいトラブル事例を漫画形式で啓発する動画の配信等を行っている。

エ 大学における消費者教育の実践

県内5大学（青森大学、八戸工業大学、弘前大学、青森中央学院大学、青森明の星短期大学）と連携し、大学での消費者教育活動（授業、ボランティア、学園祭等）の支援及び各大学での活動発表の場として、学生自身の企画・実施による「学生による消費生活フェスタ」の実施を支援している。

令和2年度は11月29日に「学生による消費生活フェスタ」を開催し、連携大学の学生のほか、青森西高等学校の生徒が消費者教育の取組を紹介した。

なお、令和3年度からは、連携大学として2大学（八戸学院大学、柴田学園大学）を追加し、各大学における消費者教育の実践を支援している。

オ 消費者教育推進コーディネーターの配置

教育関係者や関係団体と連携した消費者教育を推進する「消費者教育推進コーディネーター」を青森県消費生活センターに配置し、学校における消費者教育を推進している。

カ 移動消費生活講座（出前講座）の実施

高等学校等が主催する消費者教育をテーマとする講座等に消費生活相談員を講師として派遣し、悪質商法等による消費者トラブルや成年年齢引下げに伴う注意点などをテーマにした講座を実施している。

令和2年度、高等学校及び大学等において11回実施し738名が受講した。

キ 青森県消費生活センターホームページの運営

青森県消費生活センターホームページ内に若者向けページを掲載し、若者が遭いやすい消費者トラブル事例や成年年齢引下げに伴う注意点などの情報提供を行っている。

(3) 青少年団体活動

青少年が、集団の中で自己を確立し、連帯の心を身につけていく上で、青少年団体が果たす教育的役割は大きい。これら青少年団体の活動としては、学習活動、奉仕活動、レクリエーション活動、野外活動、国際交流活動などがある。

ア 少年団体

主な少年団体の加入状況は、**第2-2-7表**のとおりである。

第2-2-7表 少年団体加入状況の推移

区分 \ 年度		H25	26	27	28	29	30	R1	R2
子ども会	団体数(団体)	1,080	1,045	1,045	921	874	831	794	618
	加入者数(人)	36,533	34,272	32,624	30,860	28,947	27,098	25,747	17,845
ボーイスカウト	団体数(団体)	12	11	10	10	10	10	10	10
	加入者数(人)	449	399	361	320	299	272	221	197
ガールスカウト	団体数(団体)	8	8	8	8	8	8	8	8
	加入者数(人)	243	236	225	221	225	215	210	214

資料：生涯学習課

少年団体には、地域を基盤とし主に町内のように、ある一定の地域に居住するものによって組織される「地域子ども会」や、同じ趣味・関心をもつものにより定められた活動を行うボーイスカウト、ガールスカウトなどの「目的少年団」に大別される。

青森県子ども会連合会は、昭和42年に結成されて以来、様々な研修会や日常的な活動の中で、子どもたちの豊かな感性や社会性、ボランティア精神を養っている。現在は全国子ども会連合会が作成した育成基準に基づき、リーダー・指導者・育成者等の養成が計画的に進められている。

ボーイスカウトは、昭和25年に青森市に最初に結成されて以来、弘前、八戸、上十三、むつなどの各地に結成され、観察活動、創作活動、奉仕活動、野営訓練、救助訓練など多彩な訓練や学習が続けられている。

ガールスカウトは、昭和26年に弘前市で結成されて以来、活動の輪を広げ、現在、弘前、青森、三沢、八戸、むつ、十和田の各地区で活動している。少女と女性が自らの可能性を最大限に発揮できる社会に向け、「やくそく」と「おきて」をもとに、「自己開発」、「人とのまじわり」、「自然とともに」の3つのポイントを大切にしながら、一人ひとりが地域社会の中で共に成長できる活動を重ね、変化する社会の中で、様々な体験を通じ、自らの力を伸ばしながら、自分らしく行動できる女性を育てている。

イ 青年団体

青森県連合青年団は、県青年大会及び県青年問題研究集会の参加者の減少や同団の役員不足などから、平成29年度より活動を当面休止することとなった。また、県内各地域の青年団については組織されている数が少なく、活動の縮小や活動中止となっているところもある。

一方で、まちおこしや子育て支援など、地域課題等について特化した青年組織が、青年団よりも多く存在しており、各地域において活動を展開している。

本県の青森県連合青年団の加盟団体及び加盟者数の推移は**第2-2-8表**のとおりである。

第2-2-8表 青森県連合青年団加盟団体及び加盟者数の推移

(単位：団体、人)

区分 \ 年度	H22	23	24	25	26	27	28	29
加盟団体数	5	6	5	5	5	4	4	活動休止
加盟者数	120	110	120	100	100	100	100	

資料：生涯学習課

(4) 体験活動・ボランティア活動の推進

青少年に社会性と思いやりの心など豊かな人間性を育むため、学校内外を通じた奉仕活動・体験活動の機会充実を図ることを目的として、幅広い関係機関・団体等との連携を図る協議会を組織するとともに、情報提供やコーディネート等を行う支援センターを自治体が設置している。

第2-2-9表 体験活動ボランティア活動支援センター一覧

(令和2年11月1日現在)

	設置する自治体	名称	設置場所
1	青森県	インフォメーションプラザありす	青森県総合社会教育センター
2	青森市	青森市ボランティアセンター	青森市社会福祉協議会
3	中泊町	中泊町ボランティアセンター	中泊町社会福祉協議会
4	弘前市	弘前市ボランティア支援センター	弘前市民参画センター
5	黒石市	黒石市ボランティアセンター	黒石市社会福祉協議会
6	三沢市	三沢市ボランティアセンター	三沢市社会福祉協議会
7	七戸町	七戸町社会福祉協議会	七戸町社会福祉協議会
8	六戸町	六戸町ボランティアセンター	六戸町社会福祉協議会
9	おいらせ町	おいらせ町ボランティアセンター	おいらせ町社会福祉協議会
10	八戸市	八戸市ボランティアセンター	八戸市社会福祉協議会
11	五戸町	元気ZZサポートセンター	五戸町教育委員会教育課

資料：生涯学習課

(5) 森林・林業と青少年

本県の森林は、県総土地面積の約66%を占めており、木材の生産はもとより、水資源のかん養、土砂崩れの防止、二酸化炭素の吸収、保健休養、教育・文化の場の提供など、多岐にわたる非常に重要な役割を果たしている。

こうした森林内で自ら体験し学ぶことを通じて、子供たちの「生きる力」を育み、森林の多面的機能や森林資源の循環利用に対する理解を深めるため、森林環境教育や「緑の少年団」等、森林・林業に関心を持ち、自然に親しむ子どもたちの育成活動を支援している。

ア 森林環境教育の実施

近年、学校や市民団体等による森林環境教育の取組事例も見られることから、学校等における森林環境教育をさらに進めることを目的として、森林・林業教室の実施や森林環境教育指導者情報の提供等により、子どもの「生きる力」の育成や、森林を社会全体で支えるという県民意識の醸成に努めることとしている。

＜取り組み内容＞

- | | |
|----------|----------------|
| ○森林・林業教室 | } (必要に応じ、随時実施) |
| ○木工教室 | |
| ○自然観察 | |

イ 緑の少年団の育成

「緑の少年団」は、緑を愛し、緑を守り、緑を育てる活動を通して、少年少女が広く自然の知恵を学び、人とのふれあいを深くして、自らの社会を愛する心、豊かな人間性を育てることを目的に結成された団体である。(未就学児による「緑の幼年団」もある。)

県内では、昭和46年にむつ市(旧大畑町)で「小目名ひばの子森林警備隊」が結成されて以降各地で結成が進み、現在は35団体、団員数1,271人となっている。

県では、公益社団法人青森県緑化推進委員会と協力し、「緑の少年団」の活動支援を行っている。

<主な活動>

- 緑の少年団交流会（毎年、各県民局管内で実施）
 - 森林・林業教室
 - 木工教室
 - 自然観察
 - 緑の少年団全国大会への県代表派遣
- }（必要に応じ、随時実施）

第2-2-10表 地域別「緑の少年団」数（令和3年5月現在）（単位：グループ、人）

県民局管内	グループ数	会 員 数
東 青 地 域 県 民 局	8	200
中 南 地 域 県 民 局	3	85
三 八 地 域 県 民 局	6	455
西 北 地 域 県 民 局	10	308
上 北 地 域 県 民 局	3	107
下 北 地 域 県 民 局	5	116
計	35	1,271

資料：林政課

3 職業的自立に向けた能力の育成と就労支援

(1) 職業能力開発の状況

新型コロナウイルス感染症の影響や技術革新の進展など経済・社会環境の変化に対応し、人口減少や高齢化、労働力不足など本県が抱える課題の解決や「経済を回す」仕組みづくりに貢献する産業人材の育成及び多様な人材の活躍を推進することとしている。

このため、県では、「第11次青森県職業能力開発計画（実施期間：令和3年度～令和7年度）」で、①経済・社会環境の変化を踏まえた産業人材の育成、②多様な人材が活躍するための職業能力開発、③産業界や地域の人材ニーズを踏まえた職業訓練の実施、④技能継承の促進、の4つの基本方針を設定し、この基本方針に基づいて基本的施策及び具体的取組を展開することにより、新たな時代の環境変化に対応した個々の能力を発揮できる人づくり、環境づくりに取り組んでいくこととしている。

ア 公共職業能力開発施設

本県には県立の職業能力開発施設として、青森市、弘前市、八戸市、むつ市に職業能力開発校が4校あり、延べ12訓練科、定員455人で人財育成を行っているほか、障害者のための県立障害者職業訓練校（弘前市）があり、3訓練科、定員40人で人財育成を行っている。

また、独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構の職業能力開発施設として、五所川原市に青森職業能力開発短期大学校があり、3訓練科、定員130人で高度な専門知識を兼ね備えた実践技術者（テクニシャン・エンジニア）を養成しているほか、青森市の青森職業能力開発促進センターにおいては、6訓練科、定員304人で離転職者の再就職訓練を行っている。

第2-2-11表 県立職業能力開発校の状況（令和3年4月）

（単位：人）

校名	課程	訓練科名	年次	定員	在籍者数
青森高等 技術専門学校	普通	電気工学科	1年	20	9
			2年	20	8
		環境土木工学科	1年	20	14
			2年	20	14
	計			80	45
	弘前高等 技術専門学校	普通	自動車システム工学科	1年	20
2年				20	19
建築システム工学科			1年	20	16
			2年	20	17
短期		造園科	—	15	15
		配管科	—	20	11
計			115	98	
八戸 工科学院	普通	機械システム工学科	1年	25	9
			2年	25	8
		自動車システム工学科	1年	30	29
			2年	30	25
		設備システム工学科	1年	20	17
			2年	20	8
		制御システム工学科	1年	25	25
			2年	25	6
計			200	127	
むつ高等 技術専門学校	普通	木造建築科	1年	20	4
			2年	20	6
	短期	配管科	—	20	9
	計			60	19
合計				455	289

資料：労政・能力開発課

第2-2-12表 障害者職業訓練校の状況（令和3年4月）（単位：人）

訓練科	定員	在籍者数
デジタルデザイン科	15	5
OA事務科	15	11
作業実務科	10	14
合計	40	20

資料：労政・能力開発課

第2-2-13①表 青森職業能力開発短期大学の状況（令和3年4月）

（単位：人）

訓練系	訓練科	年次	定員	在籍者数
機械 システム系	生産技術科	1年	20	11
		2年	20	14
電気・電子 システム系	電気エネルギー 制御科	1年	20	14
		2年	20	14
電子情報制御 システム系	電子情報技術科	1年	25	19
		2年	25	32
合計			130	104

資料：労政・能力開発課

第2-2-13②表 青森職業能力開発促進センターの状況（令和3年4月）

（単位：人）

訓練科	期間	定員	入所時期
CAD・NC加工技術科	6ヶ月	各12	4月、7月、10月、1月
CADオペレーション科	6ヶ月	各16	5月、8月、11月、2月
住宅リフォーム技術科	6ヶ月	各16	4月、7月、10月、1月
住宅建築施工科	6ヶ月	各15	6月、9月、12月、3月
電気設備技術科（短期デュアルコース）	6ヶ月	各15	7月、2月
電気メンテナンス課	6ヶ月	各10	6月、9月、12月、3月
電気設備科（OS）（橋渡し訓練）	1ヶ月	各4	7月、1月
合計		314	

資料：労政・能力開発課

イ 認定職業訓練

認定職業訓練は、事業主が雇用している者に対して、職業に必要な知識と技能を習得させ、又は向上させるために行う職業訓練であり、事業主が共同して実施する共同職業訓練校と、単独で実施する単独職業訓練校とがある。

現在、県内の認定職業訓練実施校は8校で、延べ31訓練科（コース）、約325人で職業訓練を実施している。

第2-2-14表 認定職業訓練実施校一覧（令和3年度）

（令和3年10月）

区分	訓練校名	所在地	訓練科（コース）
共同	八戸職業能力開発校	八戸市	塑性加工科、木造建築科、建築設計科、建築塗装コース（短期2コース）、建築大工コース（短期1コース）、建築板金コース（短期1コース）
	十和田職業能力開発校	十和田市	木造建築科、建築板金科
	三沢職業能力開発校	三沢市	左官・タイル施工科
	弘前職業能力開発校	弘前市	建築板金科、木造建築科、左官・タイル施工科、建築塗装科、塗装コース（短期1コース）、板金コース（短期2コース）、建築コース（短期2コース）
	七戸職業能力開発校	七戸町	木造建築科
	八戸調理共同高等職業訓練校	八戸市	調理・サービス技術向上コース（短期4コース）
	あおもりコンピュータ・カレッジ	青森市	プログラム設計科
単独	ヘアメイク・アーティストスクール	十和田市	美容コース（短期6コース）
合計	8校		

資料：労政・能力開発課

(2) 技能検定

技能検定は労働者の有する技能を一定の基準によって検定し、これを公証する国家検定制度であり、我が国の技能水準を向上させ、技能及び職業訓練の成果に対する社会一般の評価を高め、技能労働者の技能と地位の向上を図ることを目的とするものであって、職業能力開発促進法に基づいて実施されている。

技能検定は、職種ごとに特級、1級、単一等級、2級、3級等に分けて、それぞれ学科・実技試験によって行われ、両方に合格した者に、特級、1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級等については都道府県知事名の合格証書が交付され「技能士」の称号が与えられる。

本県では、令和2年度までに、特級65人、1級17,575人、単一等級597人、2級18,724人、3級7,591人、随時2級3人、随時3級322人、基礎1級77人、基礎2級2,975人、基礎級875人の合計48,804人に技能士の称号が与えられている。

(3) 青森県技能奨励賞

青森県技能奨励賞表彰制度は、若年技能者を表彰することにより、技能を通じて能力発揮の希望を与え、技能労働者の地位向上と、技能の研鑽を奨励することを目的に平成4年度から実施している。

- ア 表彰対象者 技能の程度が極めて優秀であり、それに関わる職業に10年以上の経験を有し、かつ45歳未満の者で、将来その活躍が一層期待される者であること。
- イ 表彰者数 5人以内
- ウ 表彰時期 毎年11月
- エ 受賞者数 112人（令和2年11月11日現在）

(4) 小規模事業者等後継者の育成

県では、小規模事業者等の若手後継者及び青年経営者等の育成及び資質向上を図るため、次の事業を実施する商工会、商工会議所、県商工会連合会及び県中小企業団体中央会に対し助成、指導を行っている。

- ア 商工会及び商工会議所の青年部が部員の資質向上を図るために広域で行う、各種研修会、講習会の開催及び地域の小規模企業の振興、発展を図るために行う調査研究、地場産業育成事業等
- イ 県中小企業団体中央会が事業協同組合等の青年部員の資質向上を図るために行う各種研修会、講習会及び研究会の開催等